

伊佐市光ファイバ回線整備事業実施要領

1 目的

本市では、平成22年度に市内全域においてADSL回線を利用したブロードバンド環境整備を終え、条件不利地域の情報通信格差の是正を図ってきた。

しかしながら情報通信技術は急速に進歩し、超高速ブロードバンドによる「Society 5.0」の時代を迎えており、情報化社会の恩恵を市民が等しく受けるための基盤となる、光ファイバの整備は必要不可欠なものとなっている。

本市の光ファイバ網については民間の電気通信事業者の自主整備によって整備されてきたが、採算性の問題で、これ以上の拡大については期待できない状況にある。よって、民間の電気通信事業者を支援することにより未整備地域への整備を早期に進め、もって、市民のインターネット利用環境の改善、産業の振興、交流人口拡大、定住促進等に寄与することを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業名

令和2年度伊佐市光ファイバ回線整備事業

(2) 事業内容

本事業は、伊佐市光ファイバ回線整備事業に係る業者選定委員会が選定した電気通信事業者が、国の高度無線環境整備推進事業（伝送用専用線設備助成事業）を活用し、市内の光ファイバ設備等が未整備の地区を整備する際に、市が一定の範囲内で事業費の一部を助成するものである。

(3) 整備するサービスの範囲と主な条件

別紙「伊佐市光ファイバ回線整備事業仕様書」のとおりとする。

(4) 事業期間

令和3年3月31日までとし、可能な限り早期の完了を目指すこととする。

ただし、工期について整備に必要な期間を確保できない場合、国事業の実施期間と整合したうえで調整する。

(5) 補助金の限度額

本事業の補助金限度額は333,000千円とする。

3 業者選定方法

公募型プロポーザル方式による。

4 参加申込提出書類等

(1) 提出書類

以下の書類を提出すること。

ア プロポーザル参加申込書（様式集【様式2】）

イ 参加資格要件確認表（様式集【様式3】）

ウ 会社概要書（様式集【様式4】）

(2) 書類の提出先及び問い合わせ先

〒895-2511 伊佐市大口里1888番地

伊佐市 企画政策課 まちづくり政策係（担当：栗巢、森）

電話：0995-23-1311 ファクシミリ：0995-22-5344 メールアドレス：shinkou@city.isa.lg.jp

(3) 提出方法

持参又は郵送での提出とする。

(4) 提出期限

令和2年8月11日（火）17時（必着）。

5 企画提案提出書類等

(1) 提出書類

以下の書類を提出すること。なお、提出部数は9部とし、うち1部は綴じないこと。

- ア 企画提案書※任意様式（様式集【様式5】）
- イ 伊佐市に提供する光ブロードバンドサービス等に関する調書（様式集【様式6】）
- ウ 自治体と連携した光ブロードバンドサービス実績書（様式集【様式7】）
- エ サービス保守拠点に関する調書（様式集【様式8】）
- オ 基盤整備工程計画表※任意様式（様式集【様式9】）
- カ サービス提供提供イメージ図※任意様式（様式集【様式10】）
- キ 整備後の運用方針・事業者から本市に対して求める条件等（様式集【様式11】）
- ク 見積書（様式集【様式12】）
- ケ 光ケーブル敷設ルート図※任意様式
- コ 直近2年間の収支決算書の写し※任意様式
- サ その他参考資料（企画提案についての補足、パンフレット等）※任意様式

(2) 書類の提出先及び問い合わせ先

〒895-2511 伊佐市大口里1888番地

伊佐市 企画政策課 まちづくり政策係（担当：栗巣、森）

電話：0995-23-1311 ファクシミリ：0995-22-5344 メールアドレス：shinkou@city.isa.lg.jp

(3) 提出方法

持参又は郵送での提出とする。

(4) 提出期限

令和2年8月18日（火）17時（必着）。

6 審査方法

所定の企画提案書等により、本事業補助金限度額以下の補助申請予定額を提示し、企画提案した事業者について、審査を行い、評価点の高い者を事業者として選定する。

(1) 審査基準

提案に対する審査基準の概要は、別表1のとおりとする。

(2) プレゼンテーション

実施予定日 令和2年8月26日（水）

※日時の詳細については、後日通知する。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席者は最小限にする。

※応募した事業者が1社の場合はプレゼンテーションを割愛する場合がある。

7 スケジュール等

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 参加申込書類提出期限 | 令和2年8月11日 |
| (2) 企画提案書類提出期限 | 令和2年8月18日 |
| (3) プレゼンテーション | 令和2年8月26日 |
| (3) 事業者決定・通知 | 令和2年8月下旬 |
| (3) 事業開始 | 令和2年8月下旬以降 |
| (4) 事業完了期限 | 令和3年3月31日 |

8 補助金の支払い

補助金の支払いは、サービス提供開始後の完成書類等提出を受け、完了確認後に請求書の提出を受けて支払うものとする。

(別表1) 提案に対する審査基準の概要

審査項目	審査の基準
1 事業者に関すること、運用実績	
① 企業規模	仕様書の内容を実現可能な安定性のある企業規模（資本金、従業員数等）を有しているか。
② 全国規模での光ブロードバンドサービス運用実績	全国規模での光ブロードバンド運用実績を有しているか。
③ 鹿児島県内における光ブロードバンドサービス運用実績	鹿児島県内における光ブロードバンド運用実績を有しているか。
④ 伊佐市内における光ブロードバンドサービス運用実績	伊佐市内における光ブロードバンド運用実績を有しているか。
⑤ 光ブロードバンドサービスにおける民設民営方式（負担金）による運用実績	民設民営方式（負担金）による地方自治体との契約に基づく運用実績を有しているか。
2 サービス提供に関する基本的な考え方	
① 基本的な考え方、取り組み姿勢	事業者の役割、民設民営方式の仕組みについて明らかになっているか。
② サービス対象地域	仕様書記載の西山野、羽月西、曾木・針持地区について、地域特性、居住地域等を考慮し、整備の基本的な考え方、整備ルート、整備エリアが明らかになっているか。
③ 設備維持・運営費	設備の維持管理運営費及び機器更新・機器増設等費用負担について明らかになっているか。
3 サービス内容に関すること	
① 光ブロードバンドサービス	光ブロードバンドサービス内容が明確に記述され、仕様条件を満たしているか。
② VPNサービス	VPN(Virtual Private Network)サービス内容が明確に記述され、仕様条件を満たしているか。
③ IP電話サービス	IP電話サービス内容が明確に記述され、仕様条件を満たしているか。
④ セキュリティ機能	セキュリティ機能が明確に記述され、仕様条件を満たしているか。
⑤ インターネットサービスプロバイダーの選択等	インターネットサービスプロバイダーの選択が可能となっているか。また、既利用インターネットサービスプロバイダーを変更せずに利用可能となっているか。
⑥ ICT利活用	光ブロードバンド基盤整備後のICT活用について提案されているか。
4 設備の信頼性に関すること	
① 中継区間（回線）の構成	西山野、羽月西、曾木・針持地区までの中継区間の構成は冗長構成となっているか。また、内容は明確で具体的か。
② 停電対策（非常用電源の確保）	光サービス提供装置が設置されている建物（場所）について、停電対策（非常用電源の確保）が実施されているか。また、内容は明確で具体的か。
5 運用・保守に関すること	
① ユーザーサポート体制	加入申込み、利用する上でのサポート体制が整っているか。
② 故障発生時のサポート体制	故障時の受付、サポート体制が整っているか。
③ 保守・運用体制	保守拠点が設置され、通常保守に対応可能な保守人員が整っているか。
	安定したサービス提供のため、設備の維持運用・保守体制が実績を踏まえて具体的に明記されているか。 台風、豪雨等を踏まえ、災害時の取り組み体制、大規模災害時の対応実績が明記されているか。
6 スケジュールに関すること	
① サービス提供までのスケジュールと内容	期限内でのサービス提供、実施項目や期間が明確で、妥当性があり、実現可能か。